

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(石橋政嗣君外二十二名提出、第三十一回国会衆法第六九号)
国の防衛に関する件

○福田委員長 これより会議を開きます。
まず郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。佐藤郵政事務次官。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律
郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
第二十一条中第四項を第六項とし、第一項から第三項までを二項ずつ繰り下げ、同条に第一項及び第二項として次のように加える。
大臣官房に官房長を置く。
2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
郵政省の所掌事務を総合調整する機能を強化する等のため、大臣官房に官房長を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

事部等三部を含む大きな機構であったのでありますが、電波ないし電気通信行政をも行なうようになり、その事務が質的及び量的にも発展して参つたのであります。それに伴ひまして省外との接触、総合調整その他内外にわたる官房の事務を一そう適切確実に行なう必要が増大して参つたのであります。官房長を設置しようとするものであります。

○福田委員長 次に在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。小林外務政務次官。

○佐藤(虎)政府委員 ただいま御審議にあずかります郵政省設置法の一部を改正する法律案の提案理由の御説明を申し上げます。
この法律案は、大臣官房に官房長を置くという内容としたしております。郵政省の大臣官房は、二十六有余万の職員を有する行政官庁であります。その官房として、省の発足以来人

以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案
在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律(在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正)
第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

表中「在ポルトガル日本国大使館」

在ポルトガル日本国大使館	ポルトガル	リスボン	を
在ギリシヤ日本国大使館	ポルトガル	リスボン	に改め、
在ギリシヤ日本国公使館	ギリシヤ	アテネ	を削り、
在ハンガリー日本国公使館	ハンガリー	ブダペスト	を
在ハンガリー日本国公使館	ハンガリー	ブダペスト	に、
在ルーマニア日本国公使館	ルーマニア	ブカレスト	を
在ブルガリア日本国公使館	ブルガリア	ソフィア	を
在モロッコ日本国公使館	モロッコ	カサブランカ	に改める。
在モロッコ日本国公使館	モロッコ	カサブランカ	を
在マニラ日本国公使館	マニラ	マニラ	を

(在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)
第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
附則第七項中「在チェコスロヴァキアの各日本国大使館」の下に「並びに在ハンガリー、在ルーマニア及び在ブルガリアの各日本国公使館」を加える。

別表大使館の項中

ポルトガル	二、二〇〇	二、二〇〇	一、〇四〇	八、三〇〇	七、三〇〇	六、二五〇
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

ポルトガル	二、二〇〇	二、二〇〇	一、〇四〇	八、三〇〇	七、三〇〇	六、二五〇
ギリシヤ	二、二〇〇	二、二〇〇	一、〇四〇	八、三〇〇	七、三〇〇	六、二五〇
ハンガリー	二、二〇〇	二、二〇〇	一、〇四〇	八、三〇〇	七、三〇〇	六、二五〇
ルーマニア	二、二〇〇	二、二〇〇	一、〇四〇	八、三〇〇	七、三〇〇	六、二五〇
ブルガリア	二、二〇〇	二、二〇〇	一、〇四〇	八、三〇〇	七、三〇〇	六、二五〇
モロッコ	二、二〇〇	二、二〇〇	一、〇四〇	八、三〇〇	七、三〇〇	六、二五〇
マニラ	二、二〇〇	二、二〇〇	一、〇四〇	八、三〇〇	七、三〇〇	六、二五〇

に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

在外公館を増設し、及び昇格させるとともに、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の支給額を設定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小林(綱)政府委員 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

まずわが国の在外公館の新設につきましては、ルーマニア及びブルガリアに公使館を、マニラに総領事館を設置することとしたのであります。

御承知の通りルーマニア及びブルガリアとの国交は第二次世界大戦中絶絶したままになっておりましたが、ルーマニアとは本年九月一日、ブルガリアとは九月十二日に、それぞれ公文を交換いたしましたので、ここにわが国との国交の回復を見るに至った次第であります。

わが国とこれら兩國とは戦前すでに公使を交換いたし、政治、経済及び文化等の諸面で終始友好関係を維持してきたものであります。今再び国交が回復いたしましたことに伴い、両国にわが国の公使館を設置するものであります。

またマニラに総領事館を設置いたします理由は、比国政府の方針が領事事務は領事委任状の提出ある場合にのみこれを認めるといふことであるためです。

で、わが国内法上正規の領事委任状を交付し得るよう法律上の措置としてマニラに総領事館を設置することによって、わが国が比国において正式に領事事務を遂行し得るようになります。

次に在ギリシャ公使館を大使館に昇格することにつきましては、従来ギリシャは東亜には名誉領事のみにて大公使館を設置しおらず、今般ギリシャ側において東亜に大使館を設置することとし、初めてわが国に大使館を設置する措置をとりましたので、これに対応するため、在ギリシャ日本公使館を大使館に昇格するものであります。

このような在外公館の新設及び昇格を行なうための法的措置といたしまして、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正を行なうわけであります。同時にこれらの在外公館並びにさきに設置されました在ハンガリー公使館に勤務すべき職員に在勤俸を定める必要が生じますので、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律にも改正を加えることとし、これら二つの法律の一部を改正するための法案として本法律案を提出する次第であります。

何とぞ本案につき慎重御審議の上、すみやかに御採択あらんことをお願いいたします。

○福田委員長 次に駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、提出者より提案理由の説明を求めます。石橋政嗣君。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法のの一部を改正する法律

駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「十二人以内」を「十三人以内」に改める。

第七条を次のように改める。

(中央協議会の事務局)

第七条 中央協議会の事務局を処理させるため、中央協議会に事務局を置く。

2 事務局に、所要の職員を置く。

第八条中「中央協議会」の下に「の組織及び運営並びに事務局その他中央協議会」を加える。

第九条の見出しを「(都道府県又は市町村の駐留軍関係離職者等対策協議会)」に改め、同条第一項中「都道府県」を「都道府県及び市町村」に改め、「当該都道府県」の下に「又は市町村」を加え、「都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会(以下「都道府県協議会」という。)」を「都道府県又は市町村の駐留軍関係離職者等対策協議会(以下「地方協議会」という。)」に改め、同条第二項中「都道府県協議会」を「地方協議会の組織及び運営並びに事務局その他地方協議会」に改め、同条第三項中「都道府県」の下に「又は市町村」を加え、「都道府県協議会」を「地方協議会」に改める。

第十二条中「法人に対し」の下に「国有財産法その他国有の財産の管理及び処分に関する他の法令の規定にかかわらず、」を加え、同条ただし書を削る。

第十四条中「第二条第一号」の下に「又は第二号」を加える。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の総理府の項中「本府二、三八〇人」を「本府二、三八三人」に、「計二、八八五人」を「計二、八八八人」に、合計の項中「六七九、六六一人」を「六七九、六六四人」に改める。

理由

駐留軍関係離職者等臨時措置法の施行の状況にかんがみ、中央駐留軍関係離職者等対策協議会の委員を増員し、かつ、これに事務局を置き、市町村にも駐留軍関係離職者等対策協議会を置くことができることとし、返還された国有の財産の譲渡及び貸付についての特例規定の改正を受ける者の範囲を拡げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、初年度約三千三百万円の見込である(平年度約七百円)。

○石橋政嗣君 たいだ議題となりました駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

この改正案は、本法の施行の状況にかんがみ、中央駐留軍関係離職者等対策協議会の委員を増員し、かつこれに事務局を置き、市町村にも駐留軍関係離職者等対策協議会を置くことができることとし、返還された国有の財産の譲渡及び貸付についての特例規定の改正を受ける者の範囲を広げること、そのおもな内容とするものであります。

まず改正の第一点は、現在十二名以内をもつて構成されている中央駐留軍関係離職者等対策協議会の委員を十三名以内とし、新たに厚生次官をこれに充てようとするものであります。これは生活保護法の適用等あり、連絡調整を一段と強化しようという意図に基づくものであります。

改正の第二点は、現在中央駐留軍関係離職者等対策協議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理することとなつておりますが、これを改め、中央協議会のもとに新たに事務局を設置し、所要の職員を配置し、機能の強化をはかりようとするものであります。

改正の第三は、現在条例によつて置くことができることとなつております都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会と同様、市町村にも対策協議会を置くこととし、実情に即した対策を講ぜしめようとするものであります。

改正の第四点は、本法第十二条によつて、駐留軍関係離職者に対し認められていた返還された国有の財産の譲渡及び貸付に関する特例の精神が生か

されていない実情にかんがみ、「通常の条件よりも有利な条件で、譲渡し、又は貸し付けることができる。ただし、国有財産法その他国有の財産の管理及び処分に関する他の法令の規定の適用を妨げない」という規定を「国有財産法その他国有の財産の管理及び処分に関する他の法令の規定にかかわらず、通常の条件よりも有利な条件で、譲渡し、又は貸し付けることができる。」と改め、運用の円滑化をはからんとするものであります。

改正の第五点は、特別給付金の支給を受ける者の範囲を広げて、行政協定第十五条第一項(前段)に規定する諸機関が雇用する者にも適用せよとするものであります。これは同一作業場において、同一使用人の指揮のもとに働きながら支給を受ける者と受けない者が存在する不公平を是正しようとするものであります。

なお本案施行に要する経費は、初年度約三千三百万円、平年度約七百万円の見込みであります。

以上、提案理由の説明を終わるわけでありましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○福田委員長 ただいま提案理由の説明を聴取いたしました三案についての質疑は、後日に譲ります。

○福田委員長 国の防衛に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。飛鳥田一雄君。

○飛鳥田委員 赤城長官に伺いたいと思いますが、前回の委員会において私が、サイドワインダーをいつ持ち込む

のか、こういう点について伺いましたところ、長官は、今のところわからぬ、こういう御説明でありました。そして補足的に、向こうが持ってきた防衛庁に引き渡されたときに防衛庁の所有権が発生するのだ、私の伺いもしない御注釈までつけ加えられたのであります。この伺ってあります時間は、たしか一時近かつたかと考えます。ところが、その後防衛庁の発表によりますと、正午、私の伺っておりましてより四、五十分前、立川の基地ですでに引き渡しを受けている、こういう事実を発表せられました。一体国会の答弁というものがこんなにもいいかげんな、のりくらのコンニャク問答であつていいのかどうか、私はこの発表を伺いましたときに、非常に憤慨にたえませんでした。防衛庁長官にはかされたというような個人的な感情ではなしに、少なくとも正規の国会の委員会に對して、このようなでたらめな説明をなさることに對して、一つの公憤を感じないわけにはいかなくなつたわけですね。

以上、提案理由の説明を終わるわけでありましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○福田委員長 ただいま提案理由の説明を聴取いたしました三案についての質疑は、後日に譲ります。

○福田委員長 国の防衛に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。飛鳥田一雄君。

○飛鳥田委員 赤城長官に伺いたいと思いますが、前回の委員会において私が、サイドワインダーをいつ持ち込む

のか、こういう点について伺いましたところ、長官は、今のところわからぬ、こういう御説明でありました。そして補足的に、向こうが持ってきた防衛庁に引き渡されたときに防衛庁の所有権が発生するのだ、私の伺いもしない御注釈までつけ加えられたのであります。この伺ってあります時間は、たしか一時近かつたかと考えます。ところが、その後防衛庁の発表によりますと、正午、私の伺っておりましてより四、五十分前、立川の基地ですでに引き渡しを受けている、こういう事実を発表せられました。一体国会の答弁というものがこんなにもいいかげんな、のりくらのコンニャク問答であつていいのかどうか、私はこの発表を伺いましたときに、非常に憤慨にたえませんでした。防衛庁長官にはかされたというような個人的な感情ではなしに、少なくとも正規の国会の委員会に對して、このようなでたらめな説明をなさることに對して、一つの公憤を感じないわけにはいかなくなつたわけですね。

以上、提案理由の説明を終わるわけでありましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○福田委員長 ただいま提案理由の説明を聴取いたしました三案についての質疑は、後日に譲ります。

○福田委員長 国の防衛に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。飛鳥田一雄君。

○飛鳥田委員 赤城長官に伺いたいと思いますが、前回の委員会において私が、サイドワインダーをいつ持ち込む

のか、こういう点について伺いましたところ、長官は、今のところわからぬ、こういう御説明でありました。そして補足的に、向こうが持ってきた防衛庁に引き渡されたときに防衛庁の所有権が発生するのだ、私の伺いもしない御注釈までつけ加えられたのであります。この伺ってあります時間は、たしか一時近かつたかと考えます。ところが、その後防衛庁の発表によりますと、正午、私の伺っておりましてより四、五十分前、立川の基地ですでに引き渡しを受けている、こういう事実を発表せられました。一体国会の答弁というものがこんなにもいいかげんな、のりくらのコンニャク問答であつていいのかどうか、私はこの発表を伺いましたときに、非常に憤慨にたえませんでした。防衛庁長官にはかされたというような個人的な感情ではなしに、少なくとも正規の国会の委員会に對して、このようなでたらめな説明をなさることに對して、一つの公憤を感じないわけにはいかなくなつたわけですね。

所有権が移るのはこちらへ到着してからのので、こちらへ到着したときがわかりませんと、いつこちらで受け入れるかということは不明だ、こういう意味におきまして所有権の移る時期を申し上げたのであります。

それから御質問のときにすでに到着しておつたじゃないか、こういうことであります。確かに御質問のときには到着しておつたというのには、あとで私も承知いたしました。この席において私が答弁申し上げるときには、私のところへはサイドワインダーが入つたという報告を全然受けておりません。

上がったわけでもなし、うそをついたわけでもなく、事実私も報告を受けておりませんから、いつこちらへ着くかはつきりわかりません、こういうことを申し上げたのであります。私が報告を受けたのは、この委員会を出まして予算委員会に私がおりますときに、官房長の方から、サイドワインダーが立川の基地に来て引き渡しを受けた、こういう報告を紙に書いたもので受けた次第でございますので、せっかく御質問中には私は到着のことを全然知らなかつたので、そのまゝのことを申し上げたのであります。

○飛鳥田委員 一体サイドワインダーが日本に入つてくるといふ問題について、国内に何らの世論も何らの意見もないという段階でありますならば、お説の通りかもしれません。だがしかし、少なくともこういういふかなり国内に異論のある、意見のある問題について、今のお説のような説明では、私たちは納得できない。むしろそんなにはかたされてはいる防衛庁長官なら、およ

しになつたらどうです、こう私は言わざるを得ないわけですね。一体相当な予算を出して、昨年度の予算で十四億、本年度の予算で九十億とかいふふうに伺つておりますが、こういうものをアメリカから買うわけですね。これは無償で贈与を受けるわけではないはずで、買う品物をいかなる渡すと言われるときまで知らないと言ふことが一体あり得るだろうか。買う品物をいかなる渡すと言われるまで知らないでいるような、そういう取引を一体日本の政府がやつていいのかどうか。当然引き渡すときには、大体何日の何時ごろ来る、ここで引き渡す、こういうような指示が向こうからあり、そしてこちらでその日は都合が悪いから取りに行けないとか行けるとかいう交渉が当然あるべきです。そういう事前の何らの通達も交渉もなしに、ひよつと引き渡されたのだといふことをあなたとどんなにおつしやつたつて、そんなことは通用しませんよ、国民の常識として。しかもこの一発に對して三千万円とか四千万円とかいふお金を国民は払つてはいるのです。これは当然立川で引き渡されるところならば、引き渡されたのであります。事前にアメリカから、いつ幾日とどこで引き渡す、こういう通知があつたものと私は考えるのが常識であり、それが当然だと思ふのです。そういう事実をあなたに知らされてなかつたのですか。全然あなたにはそういう事実の御報告はなかつたのですか。私は前会の質問の最後に、それだからこそ長官としてのあなたが御存じないことは、防衛庁として御存じないことだと考えてよろしいのですか

と申し上げたら、あなたはその通り、こう答へになつたはずですが。当然そういう連絡があつたはずなのにあなたに連絡をされていらないとすれば、こんなに長官としてはかたされた取り扱いを受けるいわれはないと私は思います。その点どうなんですか。

○赤城國務大臣 再々申し上げておりますように、向こうで運んできました、引き渡しを受けてから日本に所有権が移る、こういうことになつておりますので、いつ幾日に送るからいつこれを引き取れといふような話はなかつたのであります。実は私の方では非常におくられていましたから、早く引き渡しを受けたいからといふ督促はいたしておりました。督促はいたしましたが、何月の何日の何時ごろにこれを引き渡すからと、こういう打ち合わせは全然なかつたといふふうに私は聞いております。

○飛鳥田委員 そんなアメリカに隷屬したような、まるでこじきにも物をくれてやるような、そういう取引のやり方にあるあなたは満足していらつしやいますか。

○赤城國務大臣 決してこじきのような取引ではないと思ひます。向こうから買うことにして、こつちへ持つてきてから初めて引き渡しを受けるのであります。これは普通の取引にもあることであります。決して侮辱されたとも思ひませんし、こじきの取引をした、こういうふうにも考えておりません。

○飛鳥田委員 普通物を買い場合に、その品物がいづ届くのか、そして届いた場合にはすぐ知らせてくれ、あらかじめ連絡をしてくれといふことを話し

ておくのが、普通の取引じゃないで
しょうか。それをそのときになって、
来たよ、渡すよと言われるまでがまん
をしていなければならぬ取引が、ノ
ルマルな取引だと私は考えられな
いわけです。もう一度くどいようにす
が。

○赤城國務大臣 非常におくれていま
したから、引き渡しを督促はいたして
おりました。ですからこちらへ着きま
してから、着いたという報告を防衛庁
側が受けたことは事実であります。そ
の時間は申し上げた通りに御質問中か
その前のようでありましたが、私とい
たしましてはそれは予算委員会の席で
聞いたのでお答えできなかった事情で
ございますけれども、一般の取引から
いいますと、物を持ってきてこれを
引き渡すから引き受けてくれ、こうい
うことは時間的にずれや何かありまし
ても、それはあり得ることあります。
そういうふうに私は考えております。

○飛鳥田委員 それではこういう事実
はどうなるのでしょうか。ちようど
そのサイドワインダーが入った六日午
前十一時四十分、緒方一佐という方
が各務ヶ原に到着をいたしました。そ
うして現地の責任者に対してサイドワ
インダーの受け入れ方を交渉した。翌日
の七日の午前九時にトラックで四発が
各務ヶ原に運び込まれた。こういう事
実があるわけです。長官のあなたとし
ては、全然知られていない。ところが
部下であるべきはずの防衛庁の方々
はほとんど手配を進めている。そして
六日の午後十二時ですか、午前十二時
ですか、十二時に入った。ところが十
一時四十分にはもう受け入れ方を交渉
する使いが各務ヶ原に到着しているの

です。これをもつてしても立川に入る
まで知らなかった、こういうようなこ
とをあなたが何べんおっしゃったつ
て、白々しいと言わざるを得ないじや
ないでしょうか。現にそういう準備は
着々行なわれておいた事実があるわけ
です。それをひた隠しに隠して、委員
会に対して知らぬ存ぜぬ、こういうよ
うなことを専門におやりになる、こ
れではペテン師と言わざるを得ないじや
ないでしょうか。あなたはそういう準
備がどしどし行なわれておいたという
事実を御存じなかったのですか、御存
じだったのですか。もし御存じなかつ
たとするならば、こんなにばかにされ
た話はないと私は思います。

○赤城國務大臣 あるいは到着する近
い時間においてそういう話が担当の方
に連絡が、お話のようにあつたかもし
れませんが、しかし私は先ほどから申し
上げておりますように、そういうこと
をこの委員会が開かれておる前に私は
聞いておりません。そういう連絡もな
かつたわけですね。事務的にそういうふ
うに進めておったかもしれませんが、
私の方にはあのときには連絡がなかつ
たわけでありまして、ですから私が何も
ペテンにかけたとか、委員会を何か無
視したとか、こういうことはちよつと
私としては、そういうことはないので
ありますから、その点は御了承願ひ
ます。

等、こういうものを考えてみても十五
分である、こう言えないだろう。そ
うすると、少なくとも十一時前にはわ
かつておつた。十一時前には緒方一佐
がつかけていく形をとつていたはずで
す。この委員会が始まったのははしか
十時五十分くらいだったと私は思いま
すが、その当時には、従つて委員会が
始まる前にわかつていたのです。そ
うしてしかもあなたが離れ小島の上
にここにぼつんとはうり出されている
のならばいざ知らず、そばには官房長
もその他の方々もみないらつしやつた
わけですね。しかも質問の最初は私が中
曾根さんに何つておるのであつて、あ
なた方はここにきづけられておつた
わけではない。当然あなたの下僚の方
があなたに耳打ちをする余裕もあつた
ろうし、また防衛庁から飛んできてこ
れを連絡すべき時間もあつたわけだ
す。しかもこの問題が不意打ちの問題
なら別です。サイドワインダーの問題
はしばしば国会でも問題になり、もし
て前回の委員会でも当然聞かれる可能
性のある問題です。この問題を十時
あるいは十時半に入ることがわかつて
おつたにもかかわらず、全然あなた方
の方に連絡をしない。かりにそれが事
実だとして、連絡をしない。そしてそ
の結果、委員会において当てずつぱり
のところでない答弁をしてしまふとい
うようなことは、防衛庁全体としてど
うでしょう。赤城さん個人が御存じな
かつた、こうおっしゃるのならば、
これはあなたを信用する以外にないか
もしれません。だがしかし防衛庁とい
う機構を自身の中で考えてみれば、
これは知らなかつたとは言えないの
じゃないか、こう私は思うのです。少

なくともこのサイドワインダーが立川
に入つたのは、そしてそのことが防衛
庁にわかつたのは、少なくとも十時以
前だろうと私は思いますが、こういう
点についてはどうでしょうか。現実に
片一方の人間がほとんど受け入れにつ
いて交渉に行っているなんというこ
とが片一方でありながら、国会では知
ぬ、こんなことでいいでしょうか。

○赤城國務大臣 先ほどから申し上げ
ておりますように、防衛庁としても私
に連絡の必要があつたと思ひます。そ
うして連絡を受けたのは、私がここを
出まして、昼飯を食べたか食へなかつ
た、とにかく予算委員会に行きまし
て、予算委員会の席にすわつておると
きに私の方へ連絡があつた。連絡が
あつたことは事実であります。しかし
時間的にここにございましたときには連
絡がなかつたのでございしますが、そ
ういふことについてはなお官房長から
御答弁いたします。

でも、われわれとしては疑問を持つて
おりましたが、現実に到着いたしましたし
たのは六日の十二時前後に引き渡しを
受けた。当時私もこの委員会におりま
したが、ちようど飛鳥田先生の御質問
当時、私はちよつとその連絡を受けま
してこの席をはずしました。それから
発表その他についての打ち合わせ等が
ございまして、その結果大臣に御連絡
申し上げましたのは、たまたま予算委
員会に御出席になつておるときでござ
いまして、引き渡しを受けてから若干
時間が経過しておるのも事実でござい
ます。以上当時の事情を申し上げまし
て御了承を得たいと思ひます。

○飛鳥田委員 一昨防衛庁の中で、そ
のサイドワインダーを受け入れる責
任を持つていたのはどなたですか。
○門叶政府委員 今度の問題につきま
しては、空幕の第一補給処がこれを受
けております。
○飛鳥田委員 こういうものを受け入
れる場合には、非常に重要なものでは
が、一々その上級機関、大臣その他の
決裁を必要としないのですか。
○門叶政府委員 サイドワインダーを
防衛庁が受け入れたいことは、か
ねて予定せられておりましたことであ
りますので、現実に引き渡しを受ける
ことについて一々大臣の許可は受けて
おりません。
○飛鳥田委員 こういう形で現実に引
き渡しを受け、同時にずいぶん離れた
各務ヶ原で受け入れの交渉などをして
し、そしてもう七日の九時にはトラク
クで四発運び込むというすばやい措置
、そういう措置が行なわれていながら
、なおかつ大臣にも官房長にも報告を
しないというのは一体どういふことで

しょう。報告を受けたとおっしゃるの
ですが、しかしそれは入って一切の手
配が済んでしまったあとで受けている
のじゃないですか。

○門叶政府委員 先ほども御説明申し
上げました通り、現実に引き渡しが完
了した時期に私たちは報告を受けたわ
けであります。私たちが防衛庁の方
におりませんで、当時この部屋及び政
府委員室を二、三往復したような関係
で、私が受けたこと自体が少しおくれ
ておったというようにございませう。

○飛鳥田委員 こういうところに現地
の制服組と、防衛庁の統括をやつてい
る文官組との間がある、こう私
たちは思わないわけにはいかない。受
け入れる方は勝手にどんどん受け入れ
てしまつて、なかに文官の官房長だ
とか長官にはあとから事後報告をして
おけばいい、こういうような傾向を私
は見取らざるを得ないと思ひますが、ど
うでしょうか。かくも重大な問題を
ほつぽつておいて、そうしてあとから
報告をしてなんというところで済むの
ですか。

○赤城國務大臣 御承知のようにこと
しの四月二日に発注を終えたわけであ
ります。でありますので私もといた
しましては、これは三十三年からの問
題でありますから、約束をし発注を終
えておる以上、一日も早く引き渡しを
受けたい、こういうことでおつたわけ
であります。でありますので先ほど官
房長からも話がありましたように、い
つごろ入るのかということは、空軍の
方にもときどき聞きました。また御質
問も受けておりますから、十月の末か
十一月のごく初めのころには入るだろ

う、こういう報告を受けておつたので
あります。現実に入つたときには、
あとで報告を受けたわけでありませ
うが、私の方に対する報告は時間的に
おくれおつた、こういう事実でござ
います。

○飛鳥田委員 このサイドワインダー
を早く入れてくれというのを催促な
さつたというのです、一体何べん催
促なさつたのですか。

○門叶政府委員 このサイドワイ
ンダーは、御承知の通り昨年の五月の閣
議決定に基づきまして、昨年の予算で
購入することになりました。来年に
が、普通の手続によりまして、来年に
ならなければ入手ができませんというよ
うな実情にあつたわけでありませう。
うしなす、すでに三十四年度さら
に九十発を購入する予定になっておりま
す。この関係から、漸次おくれしてく
るような関係で、これは二、三カ月
前と私記憶いたしておりましたが、先
方に対して督促をいたしておるわけであ
ります。なおその後向こうの空軍当局
との間には常時情報交換して、なる
べく早く入れるということはおだんの
連絡においてやつておるわけござい
ます。

○飛鳥田委員 それではこのサイドワ
インダーはどこから積み込まれたので
すか。

○門叶政府委員 先ほどもちよつと申
し上げましたが、このサイドワイ
ンダーにつきましては先般、発表文でも
どこから積み出し、どこに着いたかと
いうようなことをあまりはつきり言わ
ないという先方との話し合いになつて
おります。その点御了承願ひたいと思
います。

○飛鳥田委員 日本の国外からです
か、国内からですか。

○門叶政府委員 まさしく国外でござ
います。

○飛鳥田委員 二度も三度もいつ引き
渡してくれるかという催促をして、そ
うしておいて、そのためにはたしかF
68Fの一機を、サイドワインダーを搭
載できるよりあなた方は改造なさつ
たはずですよ。そういう準備もし、待っ
ている、そういう防衛庁に対して、国
外から持つていくについて何らの事前
通報がないなんというものはあり得る
だらうか。少なくとも到着して引き
渡されるまでは不確定だから発表し
なかつたというようにございませう、さ
ういふとおつたわけでありませう。し
かし國外といふはグアム島かハワイか、そ
ういふところだろうと私は思ひます
が、まさかアリエソンから持つて
くるとは思ひませんが、もしそうだと
すれば、グアム島から飛んだつて一時
間半以上かかるはずですよ。ハワイから
飛んだつて六時間くらいはかかる。そ
うだとすれば、向こうで積み込んで
持つていくということがあるはずであ
る。以上、通報するのが礼儀です、これ
はただでもらうのじゃない、買ひです
から、いつ品物がどこそこへ着くとい
うくらいな連絡をするのは、当然の礼
儀でしょう。しかも催促もしなかつた
なら別として、早くくれ早くれと催
促している以上、そういう通報をして
くれるのがあたりまえだと思ひます
が、一体米軍からあなた方に対して、
いつ積み込んで、どこから出発する
といふことの通報はなかつたのですか。

○門叶政府委員 この点につきま
しては先ほども申し上げました通り、六
日前におきましても情報はございま
した。情報はございまして、必ずしも
その情報通り運ばないのが現実であ
りまして、六日になりました、品物の引
き渡しを受けて、初めてはつきりいた
したというのが実情でございませう。
いましていつ幾日どこから積み出し
てどこへ着くかというようなことは、事
前には承知いたしておりました。

○飛鳥田委員 くだいようですが、ど
こから積み出すということが秘密な
ら、あらかじめ何時に引き渡すとい
うことを通報してくる余裕もあるし、
通報すること自身は秘密でもないし
は思ひます。そういうことは当然の
礼儀じゃないですか。それをあなた
は何かの文句も言わずに黙つて、あ
れればそれをもらつてくるというけ
ちくさいやり方を、そのまゝ承認し
ていかれるのか。私は非常に疑問だ
と思ひます。むしろごくありていに考
えて、この前のエリコンの闘争その他
を考へて、あなた方は日本の国民を欺
く意味で、出し抜く意味でどういふこ
とをやつたのでしょうか。これは考へ
られないわけですよ。今後もういふ
やうなあなた方はサイドワインダー
を取つていかれるおつもりなのか。そ
うしてまた時間も何もわからずに、渡
すよと言つて初めて、へいと言つてト
ラックを持つてあがるやうなやり方
がまんまなるのか。あなた方のおし
やる国防の計画性などというものは、
それでは完全にくずれてしまふじや
ないですか。私はサイドワインダー
なんて要らぬと思ひますが、あなた
の方の主張によれば、サイドワイ
ンダーを何年度内に何発、何年度
内に何発、何年度内に何発、こ
ういふ計画を持つていらつしやる
はずで

す。そういう計画が、今のような取引
の形態では成就できないはずじや
ないですか。あなた方の国防計画
の熱意のほどを、私たちは
疑わざるを得ないわけですよ。今後
もういふやり方で取引をなさつて
いかれるつもりですか。

○赤城國務大臣 御承知のように、私
どもも入る時期等がわかれば発表
するといふことは、新聞記者会
見でも言つておりましたし、また
他の委員会等においても申し上げ
ておりました。また十一月の早
い機会に來るやうな情報を得て
おる、こゝろに申し上げて、決
してこれを、何といひますか、
隠してしようという意図は全然持
てないわけでありませう。

○飛鳥田委員 あまり言葉じりをと
らえるようではなはいやですが、こ
の前何つたときには、参議院の委
員会で矢嶋君に、受け入れの日時
等について発表する意思はない、
そういう約束をした覚えはないと
おつた。ところが今になりますと、
新聞記者会見や他の委員会にお
いて約束した、こゝろおつた。一
体どうなつたのか。一方では約束
してないと言ひ、片方では約束し
たと言ひ、どういふふうに言を分
けていくと、さういふ問題がある
じやないですか。さういふ形で今
後もサイドワインダーの問題を取
り扱つていかれるといふことにな
ると、われわれはどういふ信用で
ない、こゝろに感じがいたします
が、どうですか。

○赤城國務大臣 私の方でも言葉
じりをとらえるわけではありませ
んが、新聞記者会見におきましても、あるいは

参議院の矢嶋君の質問に對しまして、十月末か十一月初めに入る、しかしその日とか時間ということは、向こうと約束しているわけでもなし、それはわからぬというように御答弁したように私は記憶しております。決して言を左右にしているというのではないと私は考えております。

○飛鳥田委員 それではこの点は水かけ論ですか、私は非常に遺憾の意を表するということにさせていただきますか、と思います。くどいようですが、十一時四十分までに緒方一佐が各務ヶ原へ行つて、サイドワインダーの受け入れについて交渉をしておる。そうして翌七日の九時にはトラックで四発が運び込まれておる。こういう非常に迅速な手続が片一方で踏まれ、そしてこの委員会では、現に十二時前後に入っているにかかわらず、十二時五十分くらいこの委員会の質疑においては知らぬ存ぜぬ、私は知りません、こういう答弁をなさることに付いて、国民が信用するかしないか。この問題はこの委員会でも議論をしようといひまして、水かけ論でしよう。やがて歴史の批判にまかせよう。仕方がありませんが、私としては非常に遺憾の意を表します。

そこで、それでは各務ヶ原に四発行つた。あとの十発は愛知の高蔵寺というところに行つておるようですが、こういうものについて、いつから実験を始めるのか。実験をやるときには少くとも公表をし、そして新聞記者あるいはその他の方々を通じて国民に知らせる意思があるのかどうか。こういう点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○赤城國務大臣 実験の時期については、まだ確定しておりません。それからまた実験するときにはできるだけはつきり公表したいと考えております。

○飛鳥田委員 私たちの一番心配いたしますのは、こういう今のようなりや方、案外核装備がばかつと入つてくる、ふわつと入つてくる可能性があるのではないか、こういうことを心配するわけです。あえてこれはサイドワインダーだけに限つた問題ではない。ポマーク、あるいはホークにしても、そういう幾つかの核装備を施し得るミサイルが、今のようなりやで、ペテンの中から国内に運び込まれてしまふ可能性があるわけですね。今後もしサイドワインダーその他ナイキ・アジャックスとかホークとかポマークとかターターとかいろいろなものを、あなた方は輸入したいと言つておられるのですが、この受け入れの形態というものは、このやり方をとるものと考える必要はないですか。それとも堂々と国民に公表をして持つてくるというのを考えてよろしいのか、どうでしょう。

○赤城國務大臣 ミサイルの装備ということにつきましては、防衛庁として考えております。しかしとりあえず私も考えておりますのは、ナイキ・アジャックスであります。これは相当の部隊の編成も必要でありますし、また相当の設備の資材も必要だろつと思ひます。そういうことでありますから、これは何も今のサイドワインダーが入つたような形、これも私は決して、ベテリにかけるとか非合法的とか、こういうことには考えておりませんが、もしもナイキ・アジャックス等を装備すると

いうことになりましたらば、これは国民にもはつきりわかつたときに、わかつた形で装備するということにしたい、こう思つております。

○飛鳥田委員 ナイキ・アジャックスについては、すでに注文をせられたのですか。

○赤城國務大臣 これは注文いたしております。また予算の問題もありまして、注文という前に部隊の訓練ということが前提として必要でありますので、そういうことで予算に要求はいたしておりますが、予算もまだ御承知のようになきまらぬ状態でありまして、注文はしておりません。

○飛鳥田委員 ところが七日の沖縄の共同によりまして、「沖縄の米軍艦は七日、防衛庁の林統籌議長が沖縄を訪問するさい、同島の米軍基地で日本の自衛隊のナイキ・ハーキュリス訓練を行つた計画が検討されるかもしれない」と示唆した。こう言つておるのです、これは米軍の発表ですから、知らぬとおつしやればそれきりですが、林統籌議長がナイキ・ハーキュリスの訓練を行なう。日本の自衛隊の訓練を行なうことについて話し合つておる。話し合つたか合つたか私は知りませんが、話し合つておるというところになりますと、注文もしていない、まだ待つことも正式に決定せられていないものについて、現地部隊がどんだんというふうな先づいてしまつていいのですか。

○赤城國務大臣 沖縄におきまして米軍がナイキ・ハーキュリスの演習をするというところで、日本の新聞記者諸君を招待したという事実は聞いております。それから林統籌議長がフィ

リピンへ行つた歸りに、あそこに寄ることも聞いております。しかし沖縄で日本の自衛隊がナイキ・ハーキュリスの訓練をするとかなんとかいう事実は全然ありませんし、またその新聞は私に見ておりませんが、今のお話で私が想像するところによりまして、ナイキ・アジャックスの訓練部隊をアメリカに出したいというような意向は漏らしたかもしれない。しかしそれはまだ御承知のように予算に要求しておることで、きまつておるわけではございませんが、そういう意向があるということ、あるいは言つたかもしれないことが、沖縄で日本の自衛隊がナイキ・ハーキュリスの訓練をする、したいというようなことを言つたことは全然考えられませんが。

○飛鳥田委員 第二次長期防衛計画等を拝見いたしますと、ナイキ・アジャックスだけではなしに、そのほかにホークとかターターとかポマークとかいろいろのを持ちたい、こういうふうな書かれておるわけですが、これを實際持ちたいと考えるにいらつしやるのですか、あるいはそれはそれなんです。

○赤城國務大臣 ナイキ・アジャックスの点だけは、第二次計画の中にも入れて、その持つことを実現したい、こういう意図を持つて進めております。その他のミサイルの問題につきましては、まだ第二次計画の決定もいたしておりませんが、国防会議にもかけておりません。その他のことにつきましては、質問に答えて、そういうものも将来持たたいというところは言つてあると思ひますけれども、第二次計画の中でまだきまつておるものではないと思ひます。

○飛鳥田委員 そりするとナイキ・アジャックス以外に正式決定ではない、こういうことですね。

○赤城國務大臣 海の方のターターにつきましては、計画の中に入れようというところで今進めておる、こういう……。

○飛鳥田委員 進めているのですか、決定したのですか。

○赤城國務大臣 御承知のようにまだ第二次計画は決定しておりません。第二次計画は三十五年度の予算とも関係があります。第一次計画の最終年度である三十五年度あるいはまた第二次計画を立てるといふならば、三十五年度から出発するか、あるいは三十六年度から出発するかというようない問題も残つておりますし、内部のこまかい点につきましても検討しております。国防会議にかけなければ決定したというところまではいきません。まだ内部的にもなお検討中でございます。

○飛鳥田委員 そりしますと、ナイキ・アジャックス以外は正式決定してない、いよいよ何ともしやしたので、ナイキ・アジャックスその他が陸軍に所屬すべきか、空軍に所屬すべきかということも、当然これを買い入れることをおきめになつておる以上、きめていらつしやると思ひますが、これについてはどういふ所屬をとられるのですか。

○門叶政府委員 G M中のナイキ・Aを陸軍あるいは空軍、このどちらに持たせるかという点については、防衛庁内部でなお慎重に検討を續けておる次第であります。

○飛鳥田委員 その問題は大体いつごろまでに御決定になるのですか。第二次防衛計画と、当然これはうらはらのものであつて、第二次防衛計画に、こ

の部分抜きにして考えることはできないものじゃないだろうかという感じがするのですが、どうですか。

○赤城国務大臣 もろろん三十五年度から第二次計画を策定するという事になります。第二計画の中に除くことはできないわけでありまして、また一部訓練のために人を出すということも三十五年度にやるということになりまして、これまた予算との関係において考慮しなければならぬ問題であります。いつ第二次計画を決定するかという点であります。これは国防会議において決定するのであります。私も、私どもといたしましては内部的にまだ最終決定も見ておりませんが、国防会議に提案するのは、まだいつにするかという点の見定めはしております。

○飛鳥田委員 まださっきの問題に戻りますが、サイドワインダーの本年度分の注文はいつごろ入る予定なんですか。

○赤城国務大臣 装備局長から……。

○塚本政府委員 今年度分の九十発のサイドワインダーはいつごろ入るのか、まだ決定していません。まだ向こうの引き合いはつきりきまつておりませんので、時期はわかつておりません。

○飛鳥田委員 いつごろ入るかわからないという点で、防衛の計画というものが立つのですか。それとも防衛計画なんというものは、売つて下るアメリカの御意思次第で、一年おくれようと、半年おくれようと仕方がないのだというのですか。私はどうもその点がうなづけないわけです。この十四発にしましても、三月の末に契

約をして、九月に入るといい、あるいは七月に入るといい、あるいは十月に入るといい、結局十一月にならなければならなかったわけですね。また今後の九十発も、契約をしていつ入ってくるかわからない、こういうことで計画なんというものが立つのですか。そしてまたアメリカの御意思次第で進めなければならぬという情けない状況なのですか。

○赤城国務大臣 日本の自衛隊の装備等につきましても、質的に改めたい、あるいは近代化をはかりたい、こういうことになりまして、やはり進んでおりますところのアメリカの兵器、武器等を研究したり開発したりする必要があるわけでありまして、そこで時期がくれば国防計画が立たないのではないかと、こういうことではありますけれども、第一次防衛計画等につきましても、御承知のように国防の基本方針の一つにもありますように、国力、国情に応じてということですから、国会の予算の審議等によりまして、計画の延期あるいは一部の修正ということはあるわけでありまして、ことに三カ年あるいは五カ年という計画を立てておきますと、その間に制約を受け、あるいはまた一部は時期的に少し納入がとれるというふうなことがあります。でありますから、計画といたしましては、近代化をはかるために、計画そのものが完全に実施されるという点に相なつておりませんことは御承知の通りではないかと、そういうふうに考えております。

○飛鳥田委員 なるほどサイドワインダーを買おうとすれば、アメリカから買う以外にはないのはわかつていますが、しかし納入の時期がらいつと約束したらどうなるのでしょうか。別に私は買えという意味ではありませんが、どうせお買いになるのならば、納入の期時くらいきまつてほしいで買われるんという屈辱的な買方について、どうしても私たちは納得できないわけですね。物を買うのですからお客さんでしよう。しかしこの点をいかに言つてみたところで、きつと水かけ論でしようからいまして、今までのようではない発表を一つきつとしたやり方でやつてほしいということをつけ加えておきます。

そこで最後に一つ、まだほかにたくさんあるのですが、石橋君の時間がいたしますが、あなたは七月二十六日札幌で、七月末から八月中旬にかけて日本海及び対馬海峡で海上自衛隊の航空部隊と米海軍とが同時に演習を行なう計画がある、こうおっしゃったけれども、一体これはおやりになつたのかどうか。もしやつたとすれば、その演習場所が太平洋と違いますが、当然その演習には仮想敵というものがなければならぬわけですね。ことにこれは私の想像ですが、これは対潜作戦が主たるものであつたのではないかと思ひますが、そういう対潜作戦の場合には、一体どこから潜水艦が出てくることを想定されたのか。そうして第三の問題としては、日本の艦隊とアメリカの艦隊とがどういふ形で、あなた方が腹の中で仮想敵と考えている国の目の前で、合同演習をやることの政治的な意義がどこにあるか、こういう点につ

いて伺いたいと思います。

○赤城国務大臣 発表の通り演習をしたことは事実であります。どういふ目的でやつたかということにつきましては、いろいろ作戦の關係もあつたか、私承知していませんけれども、腹の中で考えている何か仮想敵を対象としてやつたのではないかと、これもよくわかりません。わかりませんが、下関あたりから朝鮮海峡までもつとやつたというふうに報告を受けております。

○飛鳥田委員 どういうことでやつたのか知らないが長官はおっしゃるのですが、日本海で——日本海というのは向こう岸は中国です。あるいはこちら岸は朝鮮です。そうしてこちらが日本です。こういう政治的な微妙なところでの日米の合同演習をやる。しかもその合同演習の長官がおっしゃる。そんなことではいけません。当然この演習をなさる以上、それによつていろいろな波紋が現われ、影響が現われてくるということは予想しなければならぬわけですね。もしこれを予想できないのなら、失礼ですが政治家として御資格はないはずですね。にもかかわらずそれはよく知らぬ。ほんとうの長官であるならば、そういうものをよく検討されて、なおかつ大丈夫だということでおやりになるのがあたりまえじゃないですか。あえて僕はほんとうの長官と申し上げましたが、のほほんにもきりがあります。どうでしょう。

○赤城国務大臣 アメリカでも始終演習をしていてあります。日本でも毎年演習をしていてあります。日本

ます。合同の演習をしましたそれが政治的にどういふ反響、見通しがあるかということにつきましては、私は政治的に反響はないという見通しのもとに合同演習を許した、こういう事情であります。

○飛鳥田委員 そうすると詳細にその演習のディテールにわたつてまで御検討になつたということですか。

○赤城国務大臣 もろろんそれぞれの担当がありまして、海軍長もおりますし、詳細な点にわたつて検討の結果、演習をいたしたのであります。

○飛鳥田委員 少なくともここで演習をなさる以上、潜水艦に対する作戦であるという事は、しるしが見えても明らかです。しかも米軍が今日の日本の基地を考へていく場合に、戦略空軍としての基地、こういう価値判断よりも、対潜基地としての重みを増しつつある段階、これもしるしとが考えもたれどもが知つておることです。そういう段階の中で中国、ソビエトの目の前で対潜作戦を中心とした日米合同演習——あなたはアメリカが演習をやつておる、日本も演習をやつておる、こうおっしゃつたが、だがしかしそれを一緒にやつた場合と別々にやつた場合とは判断が違ふはずですね。それが初めて日本海において合同演習をした、そして対潜作戦を中心とした合同演習をやつたとすれば、それは相当大きな影響を持つものと考えなければならぬものだと私は考えるわけです。そういう点についてもつと慎重におやりにする必要がありますのではないかと、こう私は思ひます。

この問題は、ここであなたと私が議論をしていてるのは何の意味もあり

ません。しかし現実にどしどし発生して
くる結果、こういうものの影響は国
民が受けるのです。そういう点にお
いて非常に慎重におやりになることを私
は望まざるを得ません。ことに対潜作
戦を行われるという場合には、もうど
んなに岸さんやあなた方が仮想敵はあ
りませんと言つてみたところで、仮想敵
があるという事実をその作戦の形態そ
れ自身が示してしまふことですから、
そういう点でも慎重にせられたいとい
けないのじゃないか、こんなふうに思
います。しかし私はあえてもう答弁を
求めません。私、きょう突然サイドワイ
ンダーの問題について何つたわけであ
りますから、その他のいろいろこまか
い、第二次防衛計画あるいは機種問
題その他の点については、別のあらた
めた日に伺わせていただくつもりで
す。以上です。

○福田委員長 次に石橋政嗣君に質問
を許します。石橋政嗣君。
○石橋(政)委員 サイドワインダーの
問題につきましては飛鳥田委員の方か
らいろいろお尋ねいたしましたので、
私は新機種の決定に関連する若干の問
題を質問いたしてみたいと思います。
F86Fのあとに何を国産するか、こ
れがもう長い間防衛庁を中心に研究が
重ねられ、昨年の四月十二日にグラマ
ンが採用され、それにからんでいろい
ろと疑惑が持たれたわけでございます
が、今度この内容がくつがえつてロッ
キードになったという事で、いよいよ
よもつて国民は疑惑の念を深くしてお
ると思うのであります。そういう点か
ら、担当大臣としては懇切にこれを解
明する責任があると私は思いますが、
まず最初に、あれほど強硬に防衛庁が

主張してグラマンの98J11が一番いい
と言つておつたにもかかわらず、さつ
さとロッキードF104Cに切りかえてし
まった。その理由をまず最初に納得の
いくように御説明をお願いしたいと思います。

○赤城国務大臣 今お話のように去年
の四月十二日に国防会議におきまして
一応グラマンのF11F1F、日本流
にいきますならば98J11が内定いたし
たのであります。内定いたしてからも
相当議論がありました。そういうふう
に内定したのに議論が出た一つの問題
は、グラマン機においてもせつかく内
定はしたが、新しい98J11というもの
はまだできておられないではないか、あ
るいはまだロッキードF104Aというも
のはあつても、すでに米空軍に採用さ
れているF104C、こういうものにつ
きましては検討が済んでおられないでな
いか、こういうことでグラマン機ある
いはロッキード機の特長等について、
内定後におきましていろいろ議論が
出たわけでありまして、防衛庁側とし
てはそのときにおきまして内定したグラ
マンはいろいろな点から日本に向く、
こういうようなことでグラマン機の国
防会議における決定を期待しておつた
のであります。ところが今申し上げま
したように新しく開発された機種もで
きてきておる、あるいは中途におきま
して西ドイツ等におきましてロッキー
ドを採用した、こういうようなこと、
そうしてまた西ドイツで採用するにつ
きましては、アメリカ現地にも国防大臣
を首班として調査団を出して、慎重な
検討の上で出てきた、こういう事実が
出てきたのであります。でありますの
で、この点につきましては慎重を期し

て、だれが見ても、だれが聞いても、
なるほどと、こういうものを決定いた
しませんと、いろいろ国会の問題にも
なり、世間でも問題になったことであ
りますから、公正ではない、こういう
立場をとりまして、六月に入りまし
て、国防会議におきまして、今までの内
定はあるけれども、これを一応白紙に
返す、そうして現に開発された機種
がアメリカにもあるの、あらためて
五つの機種について権威ある調査団
を派遣して、操縦し、あるいは技術
的の検討を加えて、その調査団の調
査の報告を待つて決定することが、
国民の不信を巻き起こしたこの問題を
解決するには最も適当な方法である、
こういうことに相なりまして、そこで
源田空幕長を団長としたパイロット外
に三名、技術二名、民間顧問三名、
これをもつて編成した調査団をアメリ
カに派遣いたしました。調査団はほか
の国の調査団、カナダも西ドイツも
行つておりました。スイスも行つてい
たかと思ひます。そういう調査団に対
しても劣らないだけの熱意と真剣さを
もつて、七十数日にわたつて検討して
きたわけでありまして、でありますので、
私ももといたしましては、この調査団
以上に権威ある調査団はまず今のところ
なからうと思ひます。そういうこと
でありますから、これは調査団の結果
が、あるいはグラマンに出ようが、ある
いはロッキードに出ようが、あるいは
コンペ系系のものに出ようが、これは
ロップ系統のものに出ようが、これは
調査団の意見を尊重してきめる以外
に、最も公正な方法はない、こういう確
信のもとに調査団の報告を待つておつ
たのであります。調査団の報告が

ありましたので、私も報告を開き
まして、その調査団の報告を検討いた
しました。庁議の席におきまして、
グラマンがいいというふうにも今まで考
えておつた資料等によつて質問も展開
されましたが、そういう点につきま
して、ロッキードの方がこういう点では
すぐれておる、こういう点では日本に
適当だという調査団長の明快なる解明
とそのデータが提示されましたので、
庁議といたしましては白紙に返つてお
ける問題であるからして、調査団の調
査報告が適当である、こういうことで
国防会議にそれを原案として諮りました
ところ、国防会議におきましては源田
調査団の報告を尊重して、防衛庁が決
定したところのF104Cを少しく日本向
けに改装したものを次期戦闘機として
採用する、こういうことに決定した次
第でございます。

○石橋(政)委員 いろいろとお話しに
なりましたけれども、納得できないの
です。なぜ納得できないかといふこと、
この問題が国会を中心に国民の非常
に大きな関心を集めておつた当時の大
臣あるいは当局の説明と、今の赤城長
官の説明とは、大いに食い違ふ点が
たくさんあるわけです。たとえば98J
11などというものは幽霊機じゃないか、
こんなものは現存しておらないじゃな
いかという質問に対して、そんなこと
とはありません、二機試作してちゃん
とテストも終わつております、こう言
い張つておつた。また源田さんの調査
が一番権威があるものだとおっしゃい
ますが、それでは今まで行つた永盛調
査団とか佐藤調査団とかいふのはこれ
は何ですか。遊びに行つたのですか。
権威がないといふのですか。当時は

あつたので、私も報告を開き
まして、その調査団の報告を検討いた
しました。庁議の席におきまして、
グラマンがいいというふうにも今まで考
えておつた資料等によつて質問も展開
されましたが、そういう点につきま
して、ロッキードの方がこういう点では
すぐれておる、こういう点では日本に
適当だという調査団長の明快なる解明
とそのデータが提示されましたので、
庁議といたしましては白紙に返つてお
ける問題であるからして、調査団の調
査報告が適当である、こういうことで
国防会議にそれを原案として諮りました
ところ、国防会議におきましては源田
調査団の報告を尊重して、防衛庁が決
定したところのF104Cを少しく日本向
けに改装したものを次期戦闘機として
採用する、こういうことに決定した次
第でございます。

○石橋(政)委員 いろいろとお話しに
なりましたけれども、納得できないの
です。なぜ納得できないかといふこと、
この問題が国会を中心に国民の非常
に大きな関心を集めておつた当時の大
臣あるいは当局の説明と、今の赤城長
官の説明とは、大いに食い違ふ点が
たくさんあるわけです。たとえば98J
11などというものは幽霊機じゃないか、
こんなものは現存しておらないじゃな
いかという質問に対して、そんなこと
とはありません、二機試作してちゃん
とテストも終わつております、こう言
い張つておつた。また源田さんの調査
が一番権威があるものだとおっしゃい
ますが、それでは今まで行つた永盛調
査団とか佐藤調査団とかいふのはこれ
は何ですか。遊びに行つたのですか。
権威がないといふのですか。当時は

あつたので、私も報告を開き
まして、その調査団の報告を検討いた
しました。庁議の席におきまして、
グラマンがいいというふうにも今まで考
えておつた資料等によつて質問も展開
されましたが、そういう点につきま
して、ロッキードの方がこういう点では
すぐれておる、こういう点では日本に
適当だという調査団長の明快なる解明
とそのデータが提示されましたので、
庁議といたしましては白紙に返つてお
ける問題であるからして、調査団の調
査報告が適当である、こういうことで
国防会議にそれを原案として諮りました
ところ、国防会議におきましては源田
調査団の報告を尊重して、防衛庁が決
定したところのF104Cを少しく日本向
けに改装したものを次期戦闘機として
採用する、こういうことに決定した次
第でございます。

○石橋(政)委員 いろいろとお話しに
なりましたけれども、納得できないの
です。なぜ納得できないかといふこと、
この問題が国会を中心に国民の非常
に大きな関心を集めておつた当時の大
臣あるいは当局の説明と、今の赤城長
官の説明とは、大いに食い違ふ点が
たくさんあるわけです。たとえば98J
11などというものは幽霊機じゃないか、
こんなものは現存しておらないじゃな
いかという質問に対して、そんなこと
とはありません、二機試作してちゃん
とテストも終わつております、こう言
い張つておつた。また源田さんの調査
が一番権威があるものだとおっしゃい
ますが、それでは今まで行つた永盛調
査団とか佐藤調査団とかいふのはこれ
は何ですか。遊びに行つたのですか。
権威がないといふのですか。当時は

あつたので、私も報告を開き
まして、その調査団の報告を検討いた
しました。庁議の席におきまして、
グラマンがいいというふうにも今まで考
えておつた資料等によつて質問も展開
されましたが、そういう点につきま
して、ロッキードの方がこういう点では
すぐれておる、こういう点では日本に
適当だという調査団長の明快なる解明
とそのデータが提示されましたので、
庁議といたしましては白紙に返つてお
ける問題であるからして、調査団の調
査報告が適当である、こういうことで
国防会議にそれを原案として諮りました
ところ、国防会議におきましては源田
調査団の報告を尊重して、防衛庁が決
定したところのF104Cを少しく日本向
けに改装したものを次期戦闘機として
採用する、こういうことに決定した次
第でございます。

いたしませんと私わかりませんが、今のたとえは104℃、これは開裂すればこういうふうになるということで説明をしていたのではないかと思います。今度の決定と前に説明しておった点と違つた点は出てきておると思います。しかし違つた点はどういふ点で違つたかというところ、現地で操縦してみても、今までの説明の中に説明が不足であつたり、あるいは説明と現実には違つておつたということ、今度の調査団の結果によつて発見した点もあると思います。しかし故意にごまかしたり、あるいはそういうことで説明したというふうには私は考えておりません。

○石橋(政)委員　ロッキードを内申

いたしました源田調査団というのは、非常に高く評価されておられるようですが、グラマンを内定した永盛調査団や佐藤調査団は全く無能力といわざるを得ないと思います。莫大なお金をかけて、一体何しにアメリカまで行ったのですか。資料だけなら日本にあるのを集めて検討することはできなかったのですか。いかがですか、その点は。

○赤城國務大臣 資料だけでも相当程度検討ができると思います。しかし、さらに現地に行つて検討した方が慎重にするといいことで、永盛調査団も佐藤調査団も行ったわけでありませう。それで三回目の調査団を出して決定いたしましたという事は、私としては非常に慎重に国民に対して申しわけが立つような方法をやつたという事におきまして、私は実はおほめを願ひたいと思つたのですが、意見が違ひますから非常に糾弾されておるようですけれども、私はむしろそれだけ慎重にやつたという事を評価されてしかるべきではないかという考えを持っております。しかしそれは意見が違ひますから、そういうことを私が申し上げるのは失礼に当たりますから申し上げませんが、私としては非常に慎重にやつた、こう考へております。

○石橋(政)委員 当時の予定でも約一千億、今度の予定でも七百億からの大きな買ひ物です。国民の税金をこれだけつぎ込むことになるのです、むだな飛行機に。簡単にできない仕事だと私は思ひますよ。こういう莫大な税金を使つて買ひ物をしようというのに、白紙に還元してあやまちを直したのです。一言も間違つておりました、済み

ませんでしたというあいつもなくなり、だれが納得しますか。私一人が納得しないのではないのですよ、大臣。全国民が納得しませんのですよ。かりに飛行機が要ると思つてゐる方でもそうじゃありませんか。私と大臣の意見の対立ではございませぬ。白紙還元というたつた四字の言葉の表現だけで、納得できるような問題ではないと私も思つてお伺ひしておるわけなんです。それから当時グラマンをきめたいきさつというのは、所管委員会の本委員会に左藤防衛長官から具体的に

つづさに報告がございました。それは昨年の九月二十七日のことでございます。こういうふうな理由によつてグラマンを採用したのでございませう。これは防衛庁が衆知を集めて意思の統一をはかつて文書にしたものを、大臣がここで読み上げられたのです。これほど親切に当時やられております。また自信満々でございませう。これが根本的にくつがえるわけでございますが、今度ロッキードになつたいきさつを、これ以上にこまかく親切に本委員会に説明する意思がございませうか。特に一体選定の基準がどこにあつたのかというつづきな諸元比較表が当時出たのです。これと対応するものを出していただいて、なぜ変えなければならなかつたかという事を、少なくともわれわれが納得できるようにものを再度お出しになる意思がございませうか。

○赤城國務大臣 左藤防衛長官が御説明申し上げた点と現地に於いて實際操縦した結果、前に申し上げた点と違つておるといふ点もあるわけでありませう。でありますので、前に左藤防衛

庁長官が御説明申し上げたようなものは、私も当委員会等において申し上げる準備をいたしております。

○石橋(政)委員 この左藤長官の説明の際の重点というものが、グラマンをなせ選んだかといふときの一の重点は、安定度が非常に高いのだ。日本のパイロットの技術水準からいつても、安定度というものは何といつたつて一番ウエイトを置いて考へなければならぬ、こういう考への上に立つておつた

と思ふ。それからもう一つは、日本のように財政豊かでない国においては、こういう種類の飛行機をたくさん作るわけにいかぬ、できるだけ多用途性といふものを備へておる、これは絶対の要件なんだ、こういうお話でございませう。それから同じく、日本の国土が非常に狭隘だ、そういうところで滑走路が長く必要とする飛行機でも困る。なるべく短い滑走路でばつと飛び立てる、着陸もできる、そういう種類の飛行機を選んだ方がいと思ふ。そのために艦載機がだんだん改装されたグラマンが一番いいのだ、こういうお話がございませう。それから行動半径もなるべく長い方がいい、こういうお話もございませう。重点は大体そのよう

なところにあつたと思ふ。この一番重点的に取り上げられる面において、いづれもロッキードは非常に劣る、劣るという表現を使つております。今ここで出してみますと、離着陸の距離、これも非常に長く要る。それから多用途性も劣る。劣ると書いてあります。安全性も劣る。どつちかといへば、スピードはほんとうに速いかもしれぬ、上昇機能はすぐれているかもしれぬが、肝心なところでこんなに劣るのだから

と言つておるロッキードが、この際採用されるという事は、どうも納得がいかないわけですが、一応その部門だけにしほつて、しからば御説明願ひたいと思ひます。

○赤城國務大臣 今申された四つの点であつた方から申し上げます。行動半径が短いじゃないか、こういうことでございませう。これは源田調査団の報告を聞きますと、実際に乗つて操縦してみますと、行動半径が相当長い、二百マイル以上だ、行動半径が短いと思つていたのは違つておつた。

第二に、滑走路の問題であります。滑走路も日本の飛行場では着陸が非常に困難ではないか、こういうふうに考へておつた。ところが四人のパイロットが全部乗つてみましたところ、七千五百フィートから八千フィートあれば、これは差しつかえないので、日本の現在の飛行場の滑走路においても、これは離着陸が差しつかえない、こういう結論であります。

第三の多用途性であります。これは非常に多用途性も、もちろん日本が選択するのには財政上の都合がありませうから、多用途性を選ぶという基準であります。西ドイツでもそうであるが、その通り多用途性につぎまして、全天候性であることももちろんであります。全天候性であることはもちろんで、しかもいろいろの機種と比較して操縦してみますと、高空において、専門的なことでは私は十分承知しておりますが、余剰エネルギーというものが最大である。余剰エネルギーによつて非常に多用途性の機能を發揮できるし、戦國力の上に非常によろし

い、こういうことで多用途性の問題も実際に操縦いたしました、これが解決を見たのであります。

安全性、これにつきましては、人命にもあるいは被害にも関係することでありませうから、非常に慎重に検討いたしましたという報告を聞いております。その安全性については非常に要えておつたところでありませうが、最近においてあるいはすでに近く解決済みとなつておつて、特にこの点で不適當だ、こういう理由は見つからない。なおアメリカでもそうでありませうが、安全性といふことにおきまして、本物の飛行機を操縦する前に、この飛行機におきましては訓練用の複座式の飛行機を備へておるといふことであります。そこでこの訓練の安全を期するため、複座式の飛行機を備へるということによりまして、訓練の意味におきまして、あるいはまた危険性を緩和する、安全性を増すといふ意味におきまして、

そういうことが必要である。あるいはまた当時よく議論されましたが、脱出するの、非常にスピードが速い飛行機でありませうから、下の方から脱出するといふのではなかなか間に合わぬので、危険度が多いということがいわれておつたわけでありませう。これは上から脱出する、上へ飛び上がつて、パラシュートでおられるというような装置に今変えておられて、そういうことになりましたと、安全性の点において、これは絶対安全だといふわけにもいきませうが、このために不適當だといふことには相ならぬ、こういうふうに報告を聞いたのであります。

○石橋(政)委員　その一番大切な安全性の問題において、聞くところによると、四人乗った人たちのうち二人は、やはり自信を持ってないというお話も聞いておるわけがあります。そういうこととはいいわけですか。

○赤城國務大臣　　そういうことはあり
ません。これは専門家に聞かないとわ
かりませんが、一人の操縦者はあぶな
いのじゃないかと思つたときに、何か
ポタンを押したところ、うしろの方か
ら何か出まして、それでこれが使える
ならば安全だというふうに言つたそ
うです。ですから二人の人が反対で二
人の人が賛成だということとは、安全
性においてもなかつた。みな一致して
おつた、こういうことに私は聞いてお
ります。

○石橋政委員　そこで先ほど私が申し上げました永盛調査団とか佐藤調査団というものは、一体何をしておったかということになるわけなんです。おそろく会社が出す資料は、自分が不利に判定されるようなまづい資料を出すはずがありません。にもかかわらずすべての点においてロッキードが劣る劣るとしておる。グラマンの方はすぐれておる、優秀だというふうにしておる。源田さんが行つてみたら、全く事實は逆だ。グラマンの方は翼面積が広く、安定していると思つておったが、逆にこれは衝撃波が翼端に寄つてマイナスの要素になつておる。ロッキードの方は翼面積が小さいからあぶないだろうと思つておったのが、何か特殊な装置でそんなに心配はない。そんなことが今までアメリカに行つた人はわからなかつたのですか。離着陸の距離にいたしましても、非常に長く要る

と思つておつたところ、今度乗つてみると、そんなに要らぬという。そんなことに不利な資料を会社の方が出すはずではないと思います。そうするとグラマンにしようと思う人の主観によつて、ゆゑがめられた報告がなされておつたと一々か思えないじゃありませんか。そうするところとこに当然責任問題が出てくる。

ば、今度源田さんの場合も、頭にロックキードにしなければならぬ、しなければならぬという気持がある。すべててそういふ実績があるのですから。主観によつて好意に解釈すればできる。そうではなからうか、こういう見方も成り立つわけなんです。まことにそう見られてもやむを得ないようなことを、今まで防衛片はやつてきたわけなんです。そのところを、ほんとに納得しろと言つたつてできつこないわけですけれども、一応何となく議會を通じて國民に納得してもらふ努力をする義務があるし、それをやりたいと長官もおっしゃつたわけですから、源田報告書を中心に詳細な経緯と資料、そういうものになるべく早い機会に一つ出していただきたい。この点は委員長にもお願い申し上げます。

それで次に移ります。われわれが非常に疑問を持つております第二の点は何かというと、今度はまたえらい早くきまつたということなんです。これは日本の役所とも思われないような早わざです。それこそ源田報告が出て国防會議の決定に至るまでにわずか数時間、ばたばたときめてしまつておりますが、こんなにはばたかやつてしまつ

ていいものなのかどうか。なぜそんなに急がなければならなかったのか。そのところを一つ納得のいくように御説明願いたいと思う。

○赤城國務大臣 先ほどのことにちよつとお答えいたしますが、今度の源田報告では初めからロッキードをきめようということで、その方面のことだけを非常に調べたのではないかとという疑いも持てないとは限らないということでありますが、この点につきましては、調査団から聞いたのであります。米空軍あるいはアメリカ政府当局でも、どの機種を選ぶかということについてサゼストを与えたり、勧めたりしたことは全然なかったし、またその点で質問も受けたことはない。また私の方でもそういうことは全く調査団の結論にまかしておつたのでありますから、そういうことはありません。従つてロッキードの話が出ましたから私はロッキードの話だけをお答え申し上げたのであります。ほかの機種についても精密なる検討をいたした調査の報告でございます。それからもう一つ念のために申し上げておきたいと思うのですが、佐建前空幕長が行きましたが、これは今聞きました。調査団として派遣したのではなかったそうです。米軍の招待で軍事施設の視察ということで行きました。兼ねて次期戦闘機の問題につきましても検討してきた、こういうことに相なつておるわけであります。

それから今端的な御質問で、源田調査団長が報告をしてから非常に急速に最後の決定を持つていった点についてはどうだ、こういうことでございます。私どももいたしましたのはこれはもう何

年越しになりますか、相当年数をかけて問題になっておったのでありますが、三十五年度の予算には頭だけでも出しておきたい、こういう気持を持つておるのであります。そういう点から考えますと、大体予算の締め切りが二月の二十日ごろと予定いたしましたのであります。この次期戦間機の予算は、今提出いたしておきまする概算要求の中に入っております。それから、追加要求をいたしたい。その前に私どもといたしましては、相互援助協定に基づいてアメリカ側と、日本と本で国産する場合の費用の分担率をきめなくてはならないのであります。そういう点から実は前々からこの機種についての費用分担の交渉を持ちかけておったのであります。が、機種が決定して、そしてある程度の概算予算というものが出ないと正式の交渉に入れないので、費用分担の交渉をしなくてはならないのであります。そういう点から考えますと少なくとも十一月の十日前に決定したい、こういうスケジュールを立てておったわけでございます。一方私は再び国会等におきまして質問にもお答えしてきた通り、今度調査団を出した以上は、この調査団は日本において調査をする調査団としては、もう最高の最終的なものだといふふうに考えておりましたので、調査団の報告がどういふふうな報告に出ようとも、その調査団の報告の結論は尊重していきたい、こういうつもりでおったのであります。たまたま源田調査団の報告を聞きまして私どももいささか疑問に思っておった点なども解明されてはつきりしております。防衛庁でも三時間近く

ましたが、その質問等に対しましてはつきりした説明がなされたのであります。そういう点で防衛庁としての庁議も決定したということならば、これけ一日も早く最終決定でありますところの国防会議にかけたい、こういうふうに考えたのでございます。しかも国会でよく論議されましたように、また年度の国防会議の決定でもありますように、機種をどういうふうに選ぶかというところはこれは防衛庁の問題で、国防会議にかけるのは不適当ではないかというような御質問も種々受けておつたわけであります。私も官房長官時代にそういう御質問も受けておりましたので、私はその通りだ、こういうふうにお答えした。ただそのいきさつ上、防衛計画の大綱というものはこれは国防会議に諮らなければなりません。国防会議におきまして大綱を諮りました際に、その中に次期戦闘機というものがあつて、それだけを取り出して国防会議においてその選定をどうするかということが問題になったいきさつもありますから、ほんとうの筋からいへばどの機種を選ぶかということは、防衛庁の責任においてきめるべきことでありますけれども、今度の場合はやはり国防会議の最終決定を経なくてはならぬ、こう思いまして、そういう意味におきまして防衛庁が機種の決定については主である、こういう観点でありますから、私は防衛庁で決定いたしましたならば、直ちにこれは国防会議に諮るべきだということで、国防会議を急いだわけであります。国防会議におきましては御承知の通り派田調査団の報告を聞いて、防衛庁の決定したF104Cを採用することを承認する、こういう

形で国防会議の結論が出たわけであり
ます。予算委員会その他もありました
ので、なるべく早く決定して御質問等
を受けますならばそれを解明いたしま
して、国民の納得を少しでも得たい、
こういう気持ちで早く進めた、という
事情であります。

○石橋(政)委員 機種決定は国防会
議でやるべきか防衛庁でやるべきかと
いう点については、あとでまた私は取
り上げたいと思いますが、今お伺いし
ておるのは、なぜこんなにはたばたと
きめなければならなかったのか、これ
がどうも疑惑を深める原因になってお
るのではないかと、私まだ納得い
たしません。なぜかという点、グラマ
ン内定当時の御説明と非常に食い違
うからなんです。当時の説明によります
と、内定という手続をとつたのは、そ
れが絶対に必要な要件なんだという
話だった。内定して、それから担当会
社を指定して所要の資料を作成せしめ
て、それらの資料を見て、国産化に関
する正確な見通しを立て、技術的にも
予算的にも実行可能と考えられて初め
て正式決定をする、こういう御説明が
当時あった。そうして正式決定を見て
今度はアメリカに對しては幾ら分担し
てくれますかという交渉を始める、こ
ういう順序を明確に当時左藤長官が説
明しておるのです。今度はその当時の
御説明と食い違ふようなやり方をやら
れて、一体これでいいものか。値段もき
まらなないので、それなのに実戦機
百八十機、訓練用二十機、二百機も大名
買いをやつておる。こんなことで国民
に納得しろとおつしやるのでございま
すか。少くともその辺のところは明確に
はじき出して、——幾らかかるのか、財

政的な見通しというものを持たないで、
少くとも国防会議なるものがほかにど
のような見地から論議をしますか。私
も、機種を何にするかということは、
これは国防会議より防衛庁当局でや
るべきじゃないかという主観を持って
おります。しかし何機買うか、幾ら作
るか、どこにやらせるか、こんなこと
まで防衛庁でやるべきだとは思いません
。国家財政に非常に大きな影響を及
ぼすからです。先ほど大臣は飛鳥田委
員の質問のときにも引用されておりま
した。わが国の国防の基本方針は、国
力、国情に応じて自衛のため必要な限
度において効率的な防衛力を漸進的に
整備するのだ。国力、国情にに応じとい
うことに力点を置いて先ほどお話しに
なつておられました。これは防衛計画
の中にもあります。この目標の達成に
当つては常に経済の安定を害しないよ
うに留意し」とちゃんと書いてありま
す。私はこれは単なるスローガンや空
文だとは思いません。そうしますと、一
機当たり幾らになるのか、二百機作れ
ばどれだけの金が必要なのか、それが
国家財政にどう影響を及ぼすのか、そ
ういふ論議をしない国防会議なんかは
やめてしまいいないさいと私は言いた
い。そういう不明確な決定の仕方をする
ところ、いよいよもつて不信感を深め
る。すなわち従来の常識として、ロッ
キードならば川崎が主製作会社になる
だろうといわれておつたのが新三菱
になつてゐる、こういうところから巻
き返しがありませんか。ある、ある
いはグラマン派がまた何か蠢動しはせ
ぬだろうか、そういう要らざる考慮ば
かりして、それにとらわれ過ぎて、大
切なこういう問題の解明がないまま、

ばたばたと一夜のうちにやつてしまつ
たというふうに思われてもやむを得な
い。価格もきまつてないままに、一体
どれだけの予算が必要なのかもわから
ないままに決定してしまつたというこ
とについて、いささか矛盾を感じに
なりませんか。

○赤城國務大臣 機種の点について
は、御承知のように次期戦闘機は三百
機、こういう計画で進めてきたわけで
あります。しかし今御指摘のように、私
どもも国力、国情に応じて、こういう
ような点も考えまして、実際にこれを
運用する空幕ともよく協議いたしまし
て二百機にいたしたい、こういうふう
な案を持つておつたのであります。と
ころが源田調査団の機数に対する考え
方は、二百機が実用機として、戦闘機
として必要であり、練習訓練用として
は二十一機を必要とする、こういうよ
うな報告を受けたわけでありました。し
かし今のような事情から、私といたし
ましては二百二十一機が少しでも少く
て用が足りるということであるならば
圧縮していきたいということ、協議
の席におきまして、空幕の方にそれ
を納得させまして、国防会議において
そういう必要を言つても、これは防衛
庁長官としては百八十機——あるいは
それ以下になるかもしれないが、百八十
機、及び訓練機でいい、こういうこと
とにしたいということ、これを圧縮
して案として出したわけでありませ
ん。財政的の問題につきましては、い
ろいろ検討しておる面もあります。幹事
会というものが国防会議の下にありま
すので、その幹事会におきまして相当
議論をされたのであります。国防会議
におきまして、価格の点におきまし

て、予算の点におきまして、もちろん
非常に論議がかわされたのでありま
す。でありますので、一度は機数等に
ついてはあと回しにしようというよう
な意見も出たのであります。しかし財
政的な検討を加へ、しかも四十年ま
でありますから、これをどういうふう
に割り振つていくか。少くとも初年度
はどれくらいかというような検討を特
にいたしまして、四十年までの概略の
予算、あるいは一機当たりどれくらい
という論議はいたしたのであります。
ただこれは国内生産をする契約をまだ
いたしておりません。いろいろな調査
の価格をそこではつきりして、公表し
てそれを固定させる。その価格でなけ
ればならぬということにすることが、
負担の点においてどうかという問題が
出ましたので、その価格の点につきま
しては、契約後でなければはつきり
わからないのだから、大体のところ
でそれを基礎として検討して、それ
はそこへはまだ契約前には出したくな
い、こういうことにいたしましたのであ
ります。

それから生産する会社を指定する
どうかという問題は、これは国防会議
の議題ではありません。通産大臣が防
衛庁長官と相談して、通産大臣がそれ
を指定するというに、これは法律
上もなつております。でありますから
国防会議の議題になつたわけではあり
ません。たまたま会議に出ておりました
通産大臣が、こういうふうなきまつ
たといふならば早く契約を締結
して、その価格を基礎としてアメリカと
の分担もきめにかからなければなら
ない、また三十五年度の追加予算の要

求もしなければならぬだろう。ついて
は自分の方でかねがね調査した資料に
よつて、こういうものが適当ではない
か。すなわち新三菱を主契約者とし
て、川崎をサブ・コントラクターとい
うのが適当であらうと思ひが、なお検討
の上でどういうふうにしたいということ
を話されたのであります。国防会議の
議題になつたわけではございません。

○石橋(政)委員 ちよつとお聞きして
おきたいと思うのですが、今どこで生
産させるかという問題は、法律で通産
大臣の権限にきまつておるとおつしや
おるのですか。
○赤城國務大臣 航空機製造事業法に
きまつております。
○石橋(政)委員 十一月十日を目途に
とおつしやいましたが、きよう十日で
ございますけれども、それでは価格は
大体わかつたわけですか。
○赤城國務大臣 まだ契約ができてお
りませんし、その指定するところの業
者及びアメリカ本国の者を呼びまし
て、折衝をいたすことになっていま
すので、まだ決定していません。
○石橋(政)委員 当初本委員会でも論
議されました当時、この価格はほかの
に比べると非常に安かつたわけであ
る。国防会議が内定した当時の資料に
よると、大体F104の当時はAですが、
三百機生産の場合七十五万六千ドル、
それが長官のほかの委員会における答
弁を見ますと百万ドル以上、こういう
お話でございしますが、きまつたといふ
に値段がはね上つてくるというのはい
体どういふわけですか。こういうふう
なことがあるにもかかわらず、のつけ
から値段のわからないまま決定してし

まり、こういうところにも問題があるわけですね。決定してしまつてから交渉をしても、こちらにとつて有利な交渉ができないと思ふのでございませうが、そういう点は心配要らぬといふ何か根拠があるのでございませうか。

○赤城国務大臣 今の七十万ドルという金が出たというのはいつごろでありましたが、私も今はつきり覚えていませんが、ことしの六月に白紙還元する前に相当価格を開き合はして比較いたしました。その比較のときにははいずれも百万ドル以上でございました。でありますから、今度の決定によつて急に飛び上がったということではないと私も思つております。ごく近いうちに価格をきめる段階に入り得る、こういうふうに考えております。

○石橋(政)委員 価格はきまらない、もちろん米側の負担額もきまらないわけでございますが、一体どれくらいを当て込んでおるわけですか。F86Fの生産の場合には大体日本側が五二%、米側負担が四八%であつたと記憶しておりますが、その程度のもを当初は見込んでおつたようでございますけれども、おそらくそれだけの援助をするというよりは私どもは考えております。計画を立てられたものか、その点の御説明をお願いしたいと思います。

○赤城国務大臣 F86の場合、あるいはF2Vの場合は負担額がファイフ・ファイフ・ファイフで、半額ずつでございます。今度の機種につきましては非常にしむいのです。見通しでは五〇、五〇に向こうが承諾するとは思へられません。今まで折衝してもなかなかファイフ・ファイフ・ファイフという話はして

ていません。機種が決定し、数が決定してから、正式にその分担率をきめようということになっておりますので、まだ見通しはつきりいたしません。五〇、五〇というわけには参らぬという見通しだけは私も持てゐると思ひます。その他六、四くらいになるか、七、三くらいになるか、そういう点につきましては、決定した価格の上に立つて交渉をする、こういうつもりでおります。

○石橋(政)委員 価格もわからない、負担額もわからない、しかしおそろく国産準備委員会というふうなものは、国産計画はすでに持つておると思うのでございませうが、来年度の予算にも載せた、いろいろ希望は持つておられるやうでございませうけれども、今のような進捗状況からいって、一体いつごろまでに価格やアメリカの負担額がきまり、来年度予算にはどの程度のもが頭を出し、第一機がで上がるののいつで、二百機作り終わるのの大体いつごろというふうな見通しはお持ちと思ひますが、その点いかがですか。

○赤城国務大臣 三十五年度で要求したいと思つておるものは、これも契約で価格がきまつて、分担率がきまつてという前提がありますが、今のところでは三十五億から四十億くらいの要求をいたしたいと思つております。これは財政の全体のワケ等もありますので、大蔵当局ともよく協議いたしましてからにいたしたいと思ひますが、私の腹づもりでは三十億から四十億くらいを要求したい、こういうふうに考えております。生産はいつまでかということでありませうが、これは昭和四十年度末を目途として、百八十機及び訓練

機二十機を生産したいということでありませう。途中の生産計画等についてお尋ねがありました。その点につきましては政府委員、事務当局から答弁いたさせます。

○塚本政府委員 生産の大体の見通しでありませうが、これはまだ具体的に詰めておりませんが、大体の現在の見当ではノック・ダウンといひまして、向こうで作つたものをこちらで組み立てる、これが大体十九カ月目にできることになつております。それから純粋に国産になりますのが三十二カ月目、最終的に終わりますのが五十七カ月目、こういうふうな大体の見当であります。

○石橋(政)委員 あとは一つ先ほどお約束願ひしました今までの経過、あるいはその他の資料が出ましてからまたお尋ねすることにしたとして、本日はこれでやめたいと思ひますが、今から六年先にで上がる、そのころには一体役に立つのか立たないのかもわからないやうな、そういうものを作るために莫大な国費を費やす、このことにも私どもは非常に遺憾と思ひ、またこの決定にからんでいろいろな不審を招いておるという点についても、どうも釈然としないものがありますから、今後とも一つこれが解明に御協力願ひたいというところを申し上げて終わりたいと思ひます。

○福田委員 先ほど石橋委員より要求がありました資料については、防衛庁当局でなるべくすみやかに作成されて、当委員会に提出されることを要望いたしておきます。

○赤城国務大臣 ちよつと念のために申し上げますが、数字の点等につきましては、

しては、発表できない数字もありますから、その点はお含みの上……。〔なぜ発表できないのか〕と呼ぶ者あり〕数字の点におきましては、発表できる数字もありますし、発表できない数字も向こうのあれでありますから、その点はあらかじめ御了承願ひます。

○福田委員 発表のできる限度でお願いいたします。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十一分散会